

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公表番号】特表2019-504860(P2019-504860A)

【公表日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2018-542709(P2018-542709)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/517	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	33/24	(2019.01)
A 6 1 K	31/4745	(2006.01)
A 6 1 K	31/337	(2006.01)
A 6 1 K	31/501	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	31/282	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/517	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	33/24	
A 6 1 K	31/4745	
A 6 1 K	31/337	
A 6 1 K	31/501	
A 6 1 K	39/395	Y
A 6 1 K	31/282	

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒトにおいて血管新生に関連した少なくとも1つの病態を治療する方法における使用のための、セジラニブを含む組成物であって、

固定間欠投与計画に準じた少なくとも2回の投与サイクルで、前記組成物が投与され、前記固定間欠投与計画が、サイクルの少なくとも連続2日間ににおける有効量の前記組成物の投与、次いで、サイクルの少なくとも連続2日間ににおいて前記組成物が投与されないことを含み、

血管新生に関連した前記少なくとも1つの病態が、肺がん；消化器および胃腸がん；食道がん；胆嚢がん；肝がん；膵がん；虫垂がん；乳がん；卵巣がん；腎がん；中枢神経系

のがん；皮膚がん；リンパ腫；神経膠芽腫；綿毛がん；胞状軟部肉腫；頭頸部がん；骨原性肉腫；および血液がんから選択される、組成物。

【請求項 2】

血管新生に関連した前記少なくとも1つの病態が、プラチナ感受性再発卵巣がんから選択される、請求項1に記載の使用のための組成物。

【請求項 3】

前記プラチナ感受性再発卵巣がんが、卵管がん、高グレード子宮内膜がん、および原発性腹膜がんから選択される、請求項2に記載の使用のための組成物。

【請求項 4】

固定間欠投与計画に準じた投与サイクルが7日からなり、

前記固定間欠投与計画は、サイクルの連續2～5日間で有効量の前記組成物が投与されることと、その後の連続5～2日間で前記組成物が投与されないことを任意に含んでもよい、請求項1に記載の使用のための組成物。

【請求項 5】

組成物が、連続5日間投与され、その後の休止が2日である、請求項4に記載の使用のための組成物。

【請求項 6】

組成物が、連続4日間投与され、その後の休止が3日である、請求項4に記載の使用のための組成物。

【請求項 7】

前記組成物が、セジラニブの遊離塩基の重量で測定して、セジラニブを30mgまたは20mgの量で含む、請求項1に記載の使用のための組成物。

【請求項 8】

パートナー薬および他の治療薬から選択される少なくとも1つの他の成分を投与することをさらに含む、請求項1に記載の使用のための組成物。

【請求項 9】

前記パートナー薬が、DNA損傷応答阻害剤、免疫チェックポイント阻害剤、腫瘍細胞標的化治療剤、および化学療法剤から選択される、請求項8に記載の使用のための組成物。

【請求項 10】

前記パートナー薬が、PARP阻害剤から選択される、請求項9に記載の使用のための組成物。

【請求項 11】

前記PARP阻害剤が、オラバリブである、請求項10に記載の使用のための組成物。

【請求項 12】

前記パートナー薬が、免疫チェックポイント阻害剤から選択される、請求項9に記載の使用のための組成物。

【請求項 13】

前記免疫チェックポイント阻害剤が、MED14736（デュルバルマブ）である、請求項12に記載の使用のための組成物。

【請求項 14】

前記パートナー薬が、化学療法剤から選択される、請求項9に記載の使用のための組成物。

【請求項 15】

前記化学療法剤が、プラチナに基づく化学療法剤、タキサンに基づく化学療法剤、およびイリノテカンから選択される、請求項14に記載の使用のための組成物。